

(写)

26西教公第 208 号
平成 26 年 11 月 26 日

西東京市監査委員 尾 崎 正 男 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 遠 藤 源太郎 殿

西東京市教育委員会委員長 竹 尾 格

平成 26 年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

平成 26 年 8 月 8 日付 26 西監第 61 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項	<p>主管課契約に関する事務について、契約関係書類を抽出して確認したところ、添付書類の不備、日付の漏れや不整合等が多く見受けられた。</p> <p>西東京市契約事務規則や「契約事務の手引き」等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>契約事務の執行は、余裕を持った事務処理を行い、手引きにのっとり、適正な事務執行することにしました。このことを職員会議及び分館長会議で指導徹底しました。</p>
指摘事項	<p>現金の出納及び保管の事務について、西東京市会計事務規則では、市職員のうちから現金取扱員を任命し、当該職員が現金の出納及び保管の事務を行うことになっているが、夜間や土日祝日など職員が不在となる時間については、現金取扱員以外の者（警備員）が印刷機等の使用料の授受を行っていた。</p> <p>また、使用料など収納金の取扱いについて、同規則では、保管額が1万円を超えた場合は、即日に納付書により指定金融機関等に払い込むことになっているが、印刷機等使用料の収納金については、保管額が1万円を超えても即日に払い込むことなく館内に保管し、月末に取りまとめて処理されていた。</p> <p>規則にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>現金の授受については、西東京市会計規則にのっとり適正な処理を行うこととしました。また現金取扱員が不在時（平日夜間・土・日・祝日）においては、使用者に後日来館し支払いをお願いすることとしました。</p> <p>保管金が1万円を超えた場合の対応については、毎日複数の職員の手による金銭処理を行い、累計の結果1万円を超えた場合は即日指定金融機関に払い込むこととしました。今後は西東京市会計事務規則にのっとり適正な事務を行うこととしました。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>物品の管理方法について、西東京市物品管理規則では、物品を常に良好な状態で使用できるよう整理保管し、備品の登録・処分等については、財務会計システムにより管理することになっているが、登録備品を抽出して確認したところ、所在不明なもの、物品管理ラベルの不整合や貼付がないもの、手続きなく廃棄されていたもの、また非活用備品が見受けられた。</p> <p>規則にのっとり適正な管理を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>備品申請書、台帳記載等確認を徹底し、所在等の確認を行いました。また廃棄等の事務処理については、物品管理規則にのっとりた処理を行い、適正な管理を行っていくこととしました。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>教育財産の使用許可について、西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程では、目的外の使用許可については、教育長の決裁と定め、使用料の減免等の決定については、公の施設に係る使用料を除き、部長の専決事案と定めているが、いずれも課長決裁で処理されていた。</p> <p>また、西東京市教育財産管理規則に基づき、許可決定後に交付している教育財産使用許可書について、同規則で定める記載すべき事項の一部が漏れていた。</p> <p>規則及び規程にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>教育財産の目的外使用許可の決定については、西東京市教育委員会事務局決裁及び専決規程にのっとり適正な事務処理を行うよう周知徹底しました。</p> <p>教育財産の使用許可書については、西東京市教育財産管理規則にのっとり、遺漏のないよう適正な事務処理を行うこととしました。</p>